

職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成29年 3月28日

新潟県人事委員会

委員長 鶴 巻 克 恕

新潟県人事委員会規則第 8 - 92号

職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間及び休暇等に関する規則（規則第 8 - 55号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号（以下「追加条等」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動後項」という。）に対応する同表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動項」という。）が存在する場合には当該移動項を当該移動後項とし、移動後項に対応する移動項が存在しない場合には当該移動後項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示、追加条等並びに追加項を除く。以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示を除く。以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
(育児を行う職員の深夜勤務の制限) 第 8 条の 2 <u>一般職員勤務時間条例第 9 条の 2 第 1 項及び市町村立学校職員勤務時間条例第 8 条の 2 第 1 項のその他これらに準ずる者として人事委員会規則で定める者は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第 6 条の 4 に規定する養育里親である職員（児童の親その他の同法第27条第 4 項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第 6 条の 4 に規定する里親であって養子縁組によって養親となることを希望している者として当該児童を委託することができない職員に限る。）に同法第27条第 1 項第 3 号の規定により委託されている当該児童とする。</u> <u>2</u> 一般職員勤務時間条例第 9 条の 2 第 1 項及び市町村立学校職員勤務時間条例第 8 条の 2 第 1 項のその他人事委員会規則で定める者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。 (1) (略) (2) 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により請求に係る子（ <u>一般職員勤務時間条例第 9 条の 2 第 1 項及び市町村立学校職員勤務時間条例第 8 条の 2 第 1 項において子に含まれるものとされる者（以下「特別養子縁組の成立前の監護対象者等」という。）を含む。第16条第 1 項第 1 号を除き、以下同じ。）を保育することが困難な状態にある者でないこと。</u> (3) (略) <u>3</u> (略) <u>4</u> (略) <u>5</u> 深夜勤務の制限の請求がされた後深夜勤務制限開始日とされた日の前日までに、次の各号のいずれかの事由が生じた場合には、当該請求はされなかったものとみなす。 (1)～(3) (略)	(育児を行う職員の深夜勤務の制限) 第 8 条の 2 一般職員勤務時間条例第 9 条の 2 第 1 項及び市町村立学校職員勤務時間条例第 8 条の 2 第 1 項の人事委員会規則で定める者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。 (1) (略) (2) 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により請求に係る子を保育することが困難な状態にある者でないこと。 (3) (略) <u>2</u> (略) <u>3</u> (略) <u>4</u> 深夜勤務の制限の請求がされた後深夜勤務制限開始日とされた日の前日までに、次の各号のいずれかの事由が生じた場合には、当該請求はされなかったものとみなす。 (1)～(3) (略)

(4) 当該請求をした職員の配偶者で当該請求に係る子の親であるものが、深夜において常態として当該子を保育することができるものとして第2項に規定する者に該当することとなった場合

(5) 当該請求に係る特別養子縁組の成立前の監護対象者等が民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したこと（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除されたことにより当該特別養子縁組の成立前の監護対象者等でなくなった場合

(6) 第1号、第2号又は前号に掲げる場合のほか、当該請求をした職員が一般職員勤務時間条例第9条の2第1項又は市町村立学校職員勤務時間条例第8条の2第1項に規定する職員に該当しなくなった場合

6 (略)

7 (略)

(育児を行う職員の時間外勤務の制限)

第8条の3 一般職員勤務時間条例第9条の2第2項若しくは第3項又は市町村立学校職員勤務時間条例第8条の2第2項若しくは第3項の規定による請求（以下「時間外勤務の制限の請求」という。）は、当該請求に係る一の期間（1年又は1年に満たない月を単位とする期間に限る。以下「時間外勤務制限期間」という。）について、その初日（以下「時間外勤務制限開始日」という。）及び末日（以下「時間外勤務制限終了日」という。）とする日を明らかにして、時間外勤務制限開始日の前日までに行わなければならない。この場合において、一般職員勤務時間条例第9条の2第2項又は市町村立学校職員勤務時間条例第8条の2第2項の規定による請求に係る期間と一般職員勤務時間条例第9条の2第3項又は市町村立学校職員勤務時間条例第8条の2第3項の規定による請求に係る期間とが重複しないようにしなければならない。

2 任命権者又は市町村教育委員会は、時間外勤務の制限の請求があった場合においては、一般職員勤務時間条例第9条の2第2項若しくは第3項又は市町村立学校職員勤務時間条例第8条の2第2項若しくは第3項に規定する措置（以下「業務を処理するための措置」という。）を講ずることが著しく困難であるかどうかについて、速やかに当該請求をした職員に対し通知しなければならない。

3・4 (略)

5 時間外勤務の制限の請求がされた後時間外勤務制限開始日の前日までに、次の各号のいずれかの事由が生じた場合には、当該請求はされなかった

(4) 当該請求をした職員の配偶者で当該請求に係る子の親であるものが、深夜において常態として当該子を保育することができるものとして第1項に規定する者に該当することとなった場合

5 (略)

6 (略)

(育児を行う職員の時間外勤務の制限)

第8条の3 一般職員勤務時間条例第9条の2第2項若しくは第4項又は市町村立学校職員勤務時間条例第8条の2第2項若しくは第4項の規定による請求（以下「時間外勤務の制限の請求」という。）は、当該請求に係る一の期間（1年又は1年に満たない月を単位とする期間に限る。以下「時間外勤務制限期間」という。）について、その初日（以下「時間外勤務制限開始日」という。）及び末日（以下「時間外勤務制限終了日」という。）とする日を明らかにして、時間外勤務制限開始日の前日までに行わなければならない。この場合において、一般職員勤務時間条例第9条の2第2項又は市町村立学校職員勤務時間条例第8条の2第2項の規定による請求に係る期間と一般職員勤務時間条例第9条の2第4項又は市町村立学校職員勤務時間条例第8条の2第4項の規定による請求に係る期間とが重複しないようにしなければならない。

2 任命権者又は市町村教育委員会は、時間外勤務の制限の請求があった場合においては、一般職員勤務時間条例第9条の2第2項若しくは第4項又は市町村立学校職員勤務時間条例第8条の2第2項若しくは第4項に規定する措置（以下「業務を処理するための措置」という。）を講ずることが著しく困難であるかどうかについて、速やかに当該請求をした職員に対し通知しなければならない。

3・4 (略)

5 時間外勤務の制限の請求がされた後時間外勤務制限開始日の前日までに、次の各号のいずれかの事由が生じた場合には、当該請求はされなかった

ものとみなす。

(1)～(3) (略)

(4) 当該請求に係る特別養子縁組の成立前の監護対象者等が民法第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したこと(特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。)又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除されたことにより当該特別養子縁組の成立前の監護対象者等でなくなった場合

(5) 第1号、第2号又は前号に掲げる場合のほか、当該請求をした職員が一般職員勤務時間条例第9条の2第2項若しくは第3項又は市町村立学校職員勤務時間条例第8条の2第2項若しくは第3項に規定する職員に該当しなくなった場合

6・7 (略)

(介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)

第8条の4 前2条(第8条の2第1項、第2項、第5項第4号から第6号まで、第8条の3第5項第4号及び第5号を除く。)の規定は、要介護者を介護する職員の勤務の制限について準用する。この場合において、第8条の2第5項第1号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消により当該請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した」と、同項第3号中「子」とあるのは「要介護者(第16条第1項第3号に掲げる者に限る。)」と、前条第2項中「第3項又は市町村立学校職員勤務時間条例第8条の2第2項若しくは第3項に規定する措置(以下「業務を処理するための措置」という。)を講ずることが著しく困難であるかどうか」とあるのは、「市町村立学校職員勤務時間条例第8条の2第2項に規定する措置(以下「業務を処理するための措置」という。)を講ずることが著しく困難であるかどうか又は一般職員勤務時間条例第9条の2第3項若しくは市町村立学校職員勤務時間条例第8条の2第3項に規定する公務の正常な運営の支障の有無」と、同条第5項第1号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消により当該請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した」と、同項第3号中「子」とあるのは「要介護者(第16条第1項第3号に掲げる者に限る。)」と読み替えるものとする。

(特別休暇)

第15条 一般職員勤務時間条例第15条及び市町村立

ものとみなす。

(1)～(3) (略)

6・7 (略)

(介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)

第8条の4 前2条(第8条の2第1項及び第4項第4号を除く。)の規定は、要介護者を介護する職員の勤務の制限について準用する。この場合において、第8条の2第4項第1号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消により当該請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した」と、同項第3号中「子」とあるのは「要介護者」と、前条第1項中「第9条の2第2項若しくは第4項」とあるのは「第9条の2第2項」と、「第8条の2第2項若しくは第4項」とあるのは「第8条の2第2項」と、「ならない。この場合において、一般職員勤務時間条例第9条の2第2項又は市町村立学校職員勤務時間条例第8条の2第2項の規定による請求に係る期間と一般職員勤務時間条例第9条の2第4項又は市町村立学校職員勤務時間条例第8条の2第4項の規定による請求に係る期間とが重複しないようにしなければならない」とあるのは「ならない」と、同条第2項中「第9条の2第2項若しくは第4項」とあるのは「第9条の2第2項」と、「第8条の2第2項若しくは第4項」とあるのは「第8条の2第2項」と、同条第5項第1号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消により当該請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した」と、同項第3号中「子」とあるのは「要介護者」と読み替えるものとする。

(特別休暇)

第15条 一般職員勤務時間条例第15条及び市町村立

学校職員勤務時間条例第14条の人事委員会規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に定める期間とする。

(1)～(6) (略)

(7) 職員（委員会が定める職員を除く。）が生後満1年6月に達しない生児（特別養子縁組の成立前の監護対象者等を含む。以下同じ。）を育てる場合 1日2回を超えず、かつ、合計90分を超えない範囲内の時間（職員（生後満1年に達しない生児を育てる場合は男性職員）がこの号の休暇を取得しようとする日において、配偶者（当該生児について民法第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって当該生児を現に監護するもの又は児童福祉法第27条第1項第3号の規定により当該生児を委託されている同法第6条の4に規定する養子縁組里親若しくは同条に規定する養育里親である者（同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、養子縁組によって養親となることを希望している者として委託することができない者に限る。）を含む。）がこの号の休暇又は労働基準法第67条の規定による育児時間を取得する場合における当該職員にあっては、委員会が別に定める時間）

(8)・(9) (略)

(10) (略)

ア (略)

(ア) (略)

(イ) 子及びその他の1親等の親族

(ウ) (略)

(エ) 2親等の親族

(オ) (略)

イ (略)

(11)～(22) (略)

2～5 (略)

(介護休暇)

第16条 一般職員勤務時間条例第16条第1項及び市町村立学校職員勤務時間条例第15条第1項の人事委員会規則で定める者は次に掲げる者とする。

(1) (略)

(2) 2親等の親族

(3) (略)

2 (略)

3 一般職員勤務時間条例第16条第1項及び市町村立学校職員勤務時間条例第15条第1項の人事委員会規則で定める職員の申出は、一般職員勤務時間条例第16条第1項及び市町村立学校職員勤務時間

学校職員勤務時間条例第14条の人事委員会規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に定める期間とする。

(1)～(6) (略)

(7) 職員（委員会が定める職員を除く。）が生後満1年6月に達しない生児を育てる場合 1日2回を超えず、かつ、合計90分を超えない範囲内の時間（職員（生後満1年に達しない生児を育てる場合は男性職員）がこの号の休暇を取得しようとする日において、配偶者がこの号の休暇又は労働基準法第67条の規定による育児時間を取得する場合における当該職員にあっては、委員会が別に定める時間）

(8)・(9) (略)

(10) (略)

ア (略)

(ア) (略)

(イ) 1親等の親族

(ウ) (略)

(エ) 2親等の親族で職員と同居しているもの

(オ) (略)

イ (略)

(11)～(22) (略)

2～5 (略)

(介護休暇)

第16条 一般職員勤務時間条例第16条第1項及び市町村立学校職員勤務時間条例第15条第1項の人事委員会規則で定める者は次に掲げる者とする。

(1) (略)

(2) 2親等の親族で職員と同居しているもの

(3) (略)

2 (略)

条例第15条第1項に規定する指定期間（以下「指定期間」という。）の指定を希望する期間の初日及び末日を明らかにして、任命権者又は市町村教育委員会に対し行わなければならない。

4 （略）

5 1時間を単位とする介護休暇は、1日を通じて4時間（当該介護休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該4時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）の範囲内とする。

（介護時間）

第16条の2 介護時間の単位は、30分とする。

2 介護時間は、育児休業法第19条の規定による部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある日については、2時間から当該部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間の範囲内とする。

（介護休暇及び介護時間の承認）

第20条 任命権者又は市町村教育委員会は、介護休暇の請求について、一般職員勤務時間条例第16条第1項若しくは市町村立学校職員勤務時間条例第15条第1項に定める場合又は一般職員勤務時間条例第16条の2第1項若しくは市町村立学校職員勤務時間条例第15条の2第1項に定める場合に該当すると認めるときは、当該請求に係る期間のうち公務の運営に支障がある日又は時間を除き、これを速やかに承認しなければならない。ただし、一般職員勤務時間条例第16条第1項又は市町村立学校職員勤務時間条例第15条第1項の規定により介護休暇の請求があった場合において、当該請求に係る期間のうち当該請求があった日から起算して1週間を経過する日（以下この項において「1週間経過日」という。）後の期間については、1週間経過日までに承認することができる。

（休暇の手続）

第22条 職員は、年次有給休暇を請求し、又は病気休暇、特別休暇、介護休暇、介護時間及び組合休暇の承認を受けようとするときは、次項及び第3項に定めるほか、任命権者又は市町村教育委員会の定める手続によらなければならない。

2 介護休暇又は介護時間の承認を受けようとする職員は、あらかじめ任命権者又は市町村教育委員会に請求しなければならない。

3 前項の介護休暇の承認を受けようとする場合において、一回の指定期間について初めて介護休暇の承認を受けようとするときは、2週間以上の期間（当該指定期間が2週間未満である場合その他の任命権者又は市町村教育委員会が定める場合に

3 （略）

4 1時間を単位とする介護休暇は、1日を通じて4時間の範囲内とする。

（介護休暇の承認）

第20条 任命権者又は市町村教育委員会は、介護休暇の請求について、一般職員勤務時間条例第16条第1項又は市町村立学校職員勤務時間条例第15条第1項に定める場合に該当すると認めるときは、当該請求に係る期間のうち公務の運営に支障がある日又は時間を除き、これを速やかに承認しなければならない。ただし、当該請求に係る期間のうち当該請求があった日から起算して1週間を経過する日（以下この項において「1週間経過日」という。）後の期間については、1週間経過日までに承認することができる。

（休暇の手続）

第22条 職員は、年次有給休暇を請求し、又は病気休暇、特別休暇、介護休暇及び組合休暇の承認を受けようとするときは、次項及び第3項に定めるほか、任命権者又は市町村教育委員会の定める手続によらなければならない。

2 介護休暇の承認を受けようとする職員は、あらかじめ任命権者又は市町村教育委員会に請求しなければならない。

3 前項の場合において、一般職員勤務時間条例第16条第2項及び市町村立学校職員勤務時間条例第15条第2項に規定する介護を必要とする一の継続する状態について初めて介護休暇の承認を受けようとするときは、2週間以上の期間について一括

<p>は、任命権者又は市町村教育委員会が定める期間)について一括して請求しなければならない。</p> <p>別表第2 (第15条関係) (略)</p> <p>備考</p> <p>1 (略)</p> <p><u>2</u> 子は、<u>一般職員勤務時間条例第9条の2第1項及び市町村立学校職員勤務時間条例第8条の2第1項において子に含まれるものとされる者を含む。</u></p> <p><u>3</u> (略)</p> <p><u>4</u> (略)</p>	<p>して請求しなければならない。</p> <p>別表第2 (第15条関係) (略)</p> <p>備考</p> <p>1 (略)</p> <p><u>2</u> (略)</p> <p><u>3</u> (略)</p>
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（平成29年新潟県条例第3号。以下「改正条例」という。）附則第2項における人事委員会規則に定める期間の指定は、同項の規定により申出のあった期間が、改正後の第20条の規定により、公務の運営に支障がある日又は時間であるとして介護休暇を承認できないことが明らかである場合は、当該期間を指定期間として指定しないものとする。
- 3 改正条例附則第3項における人事委員会規則に定める期間の指定は、同項の規定により申出のあった期間が、改正後の第20条の規定により、公務の運営に支障がある日又は時間であるとして介護休暇を承認できないことが明らかである場合は、当該期間を指定期間として指定しないものとする。
- 4 施行日から平成29年3月31日までの間は、改正後の第15条第1項第7号中「に規定する養子縁組里親」とあるのは、「第1項に規定する里親であって養子縁組によって養親となることを希望している者」とする。